

「平成26年度第3回湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会」の会議結果

- 1 開催日時 平成26年10月2日(木) 午後2時から午後3時20分まで
- 2 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ工場棟3階 研修室
- 3 出席者 23人
 - 委員 13人(欠席3人)
 - 事務局 8人
 - その他 2人(基本計画作成委託業者)
 - 傍聴人 0人
 - 報道関係 0人

1 開 会

○事務局挨拶

2 議 事

(1) 報告

事務局 資料1「一般廃棄物処理基本計画の改定」について説明

資料2「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画(素案)」について説明

今年度改訂します一般廃棄物処理基本計画の改訂について、素案が出来ましたので、説明いたしますのでご意見をいただき、見直しの手続きを進めていきたいと

考えます。

資料1は、一般廃棄物処理基本計画の改訂の趣旨・目的等を記載したものと、見直しのポイントを示しました。また3ページからは、今回の見直しにあたり実施しました事業所アンケートと市民アンケートの結果を付けました。

【資料1について】

「1. 今回の改訂の目的」

現行計画の見直し前の計画が平成21年度に策定されてからから5年が経過していること、またこの見直し後長浜市の合併があり伊香衛生プラント組合での業務を統合したことにより、平成24年度に旧センター地域（南部エリア）と旧伊香地域（北部エリア）でそれぞれに策定されていた一般廃棄物処理基本計画を合冊しました。これが現行計画となっています。

平成21年度以降、国における廃棄物処理行政の変化やスーパー等の店頭回収やリサイクルショップの進出等リサイクルの多様な手法の普及による社会状況も大きく変化しています。

このようなことから、センター圏域を旧センター地域（南部エリア）と旧伊香地域（北部エリア）を統合した1の地域とした計画とすることまた社会状況の変化に対応した計画とすることを目的として改訂をするものです。

「2. 計画の位置付け」

国の計画や県、市の計画を上位計画とし、その具体的な事項を定めるものとします。

「3. 目標年次」

15年後の平成41年度を目標年次とします。概ね5年毎にまた諸条件に大きな変化が生じた場合に随時見直しを行うものとする。これらの内容は、素案の2ページから3ページに記載しております。

「4. 見直し内容のポイント」

(1) 現行計画における「南部」「北部」エリアの統合

改訂の目的でご説明しましたように、現行計画で南部エリア・北部エリアに区分されている表示を統一し、一つの圏域とします。分冊されている各種の表や図、資料編も一つにまとめました。

(2) 現行計画における「南部」「北部」エリアの統合

統一した圏域で合併前の旧市町での表記をやめ、合併後の構成市である「長浜市」「米原市」の表記に変更し、表や図も両市に統一します。

(3) 目標値の見直し

これについては、現行計画と素案を比較しながら説明いたします。

現行計画の51ページをご覧ください。

現行計画では目標値の設定として、ごみの排出削減目標とリサイクル目標が定められています。

ごみの排出削減目標として平成19年度の実績値以下とする。

またリサイクル目標として26%以上とする計画となっています。

これを見直しました。

素案では52ページからになります。

今回の目標を見直しするにあたり、平成25年度の現状のままの特段の施策を

打たずに推移した場合に人口推計の影響だけを勘案したごみ量を現状趨勢ケースし、削減等の施策を行った場合を目標ケースとして2つのケースに分けて比較推計しました。

例えば、素案54ページをみてください。

目標年次における何もしない現状趨勢ケースと施策をした場合の目標ケースで推計し、表しました。

また素案では、センター内で処理される量を排出量とし、排出量に補助等のある集団回収量を合せた量を発生量として表示しています。

54ページでは、集団回収量を除く量が、排出量で、集団回収を含んだ量が発生量として標記しています。

1) 排出形態別（家庭系・事業系）の目標の追加

現行計画の51ページでは、家庭系・事業系を合せたごみ総排出量を人口と年間日数で割った数値で表され、平成19年度の実績値の881g/人・日以下を排出削減目標としています。

今回の素案では、52ページになりますが、家庭系・事業系で排出形態が異なりそれに伴い施策も異なることから、家庭系と事業系でそれぞれに目標を定めた計画に変更し見直しました。

まず、家庭系では、平成25年度の実績値では628.72g/人・日で、すでに現行計画の55ページの家庭系の排出目標の646g/人・日を超えています。

目標年次の41年度では、今後も人口の減少に伴いさらにごみ量は減少すると思われるため、平成25年度の実績値以下とする目標としました。

これは、資料1に添付しています市民アンケートの④の減量化やリサイクルの意識や実践の状況からも、市民の6割以上の方が何らかの取組をなされている実態があることからこの目標としました。

また事業系では、センターへ搬入可能なごみが可燃ごみに限っていることから、可燃ごみを対象に目標を設定しました。

センターが行った事業所アンケートの結果を資料1の3ページから5ページに付けていますが、その③の回答にありますように、高い意識があり、今後も取組たいと考えている事業所が多くあり、適正な情報提供により更なる減量化・リサイクルの推進が図れるものと考えます。

また素案で事業系ごみの発生量の実績を見てみますと、素案36ページでわかりますように、事業系可燃ごみの発生量が平成25年度平成24年度に比較して約3%増加している現状があります。

これらのことから、目標として平成25年度実績値の5%以上の削減を目標としました。

2) 資源物回収の目標の追加

素案53ページの不燃ごみ・粗大ごみからの資源物の回収に関する目標を新たに追加しました。

不燃・粗大ごみには平成25年度から施行された小型家電リサイクル法の対象品や資源対象物も含まれています。これらを破碎や切断する前に選別することにより、資源量を増加させることが可能でありますので、この目標値を20%としました。

小型家電回収については、資料1の市民アンケートの⑤の結果からも、参加の意向が高いのがわかります。

3) リサイクルに関する目標の見直し

現行計画では、51ページの様に26%以上としていますが、第2回の審議会

でご意見をいただき、事務局で検討してきました。

現行計画当時には、無かったスーパー等の店頭での資源物の回収やリサイクルショップの進出などの多様なリサイクルの手法の普及によりセンターで処理される資源物が減少してきているため、素案63ページの表外の計算式にありますように、リサイクル率の計算による分子の減少につながりリサイクル率の減少になっています。しかし資源化されていることは変わらない状況です。

素案の63ページをご覧ください。

現状の平成25年度の実績では21.2%で、目標年次の平成41年度には、特段の施策を打たずに推移した場合の現状趨勢ケースのリサイクル率は20.77%と推測しました。

しかし、家庭系のごみは発生量を現状維持し、事業系ごみを5%削減し、小型家電等の資源化物を回収することにより、平成41年度の目標ケースでは、22.38%となります。

さらに排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）の推進により23%を目標としました。

数値では、26%から後退したように見えますが、資源ごみの排出方法の多様化によるセンター内で処理される資源量の減少でありますので、下げているわけはありません。

（4）ごみ排出抑制・再資源化促進のための方策の見直し

4点目はごみの排出抑制・再資源化促進のための方策についてですが現行計画の57ページ、素案の64ページからになります。

現行計画では、センターの役割、構成市の役割、住民の役割、事業者の役割に

分けて記載しています。

素案では、第3項（1）で家庭系に対する、（2）に事業系に対する、（3）に不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収としてセンターの役割を、第4項（1）に施策推進の各主体の役割として構成市の役割を、（2）（3）でそれぞれ市民、事業者の役割を示しました。

特に家庭系ごみの方策として、資源物の抜き取り防止対策の検討、住民ニーズや高齢者対策として、粗大ごみ戸別収集を実施します。

また資料1の市民アンケートの⑦で、情報源としてこほくる一やごみの日程表の回答が多く、その改善策としてこほくる一の分冊を求める意見もあり、情報提供の充実を進めていきます。

事業所アンケートの⑤の回答から情報源としてHPを挙げている事業者が半数以上あることから事業系については、情報提供としてHPや事業所用のこほくる一の改訂を積極的に進め的確な情報提供を進めます。

また不燃ごみ・粗大ごみからの小型家電等のピックアップ回収やボックス回収を行います。

構成市の役割としては、各構成市の環境基本計画等により方策を記載しました。市民・事業所の役割では、現行計画から必要な方策を記載しました。

これらの計画の進行管理を行うため計画実施のスケジュールを89ページにまとめました。

今後の見直しにかかる予定ですが、資料1のスケジュールをご覧ください。次回の審議会で本日ご意見を踏まえ再度最終的な計画案について提案し、構成市の市長、センター議会での説明を経て3月には告示、公表をしていく予定です。

事務局

資料「1人あたりの資源ごみ年間排出量について説明」

生活様式の変化によって資源が減っている。例えば、雑誌については電子媒体等が普及している。

民間企業で行っている資源回収等への移行による年間排出量の減少。

(質疑)

会長

特に目標値の見直しやごみ排出抑制・再資源化のための方策の見直しが議論対象になるかと思いますが質問をお願いします。

事務局

前回、リサイクル率26%を確保するならばかなり大胆な施策が必要というご指摘をいただいた中で再度精査し、現状の中で取り組める小型家電のリサイクルであったり粗大ごみの中に入っている毛布などは古布としてリサイクルできますので、そういったものの普及啓発を行っています。また、リデュース可能なものはリデュースを行うという考え方のもと、目標値の見直しを行いました。あと、資源ごみ集積所から資源ごみの抜き取りがあるとお聞きしました。抜き取り対策には条例化等必要でございますので、こういったものを含めて新たな施策として挙げさせております。

委員

素案の53ページの「不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収に関する目標」の20%は20%以上ではないか。

素案の65ページに「排出困難者（高齢者）などに対する粗大ごみ戸別収集を実施する」とあるが、昨年度、審議委員で粗大ごみの戸別収集について議論を行ったが新年度になって粗大ごみの戸別収集について一度も説明が無い。その後、粗大ごみの戸別収集についてはどうなったか意見をいただきたい。

素案の65ページに「空き家となった家屋内の整理や遺品整理に伴って発生する一般廃棄物処理業の許可について検討する」とあるがこういう動向というのは他の自治体で行われたりそのような動きがあるのでしょうか。

事務局

「不燃ごみ・粗大ごみからの資源物回収に関する目標」の20%は20%以上に訂正します。

粗大ごみの戸別収集については現在、事業概要としてセンターで検討を進めております。条例の改正等例規の整備が伴いますので次回の審議会で事業概要を説明させていただきます。途中経過が遅れたことをお詫びいたします。

空き家対策について、滋賀県で具体的に行っているケースはございませんが、県外では引越し対応のために引越しごみの許可を出しているところがございます。彦根市につきましては、遺品整理の大量ごみに限って業者が家庭に取りに行くことの許可を今年度4月からはじめております。センターにおいても、昨日、一昨日遺品整理に関する問い合わせがございましたので制度化していく思いを持っております。

委員

素案で記載されている粗大ごみ戸別収集について事業概要が確定していないのであればもう少し抽象的な表記をした方が良いのではないかと。

事務局

ご指摘のとおりさせていただきます。

会長

11月6日には粗大ごみの戸別有料について具体的な話が出てくるわけですね。

会 長 「空き家となった家屋内の整理や遺品整理に伴って発生する一般廃棄物処理業の許可について検討する」についてはそれに限った処理業の許可を認めるということですか。

事務局 現状ですと空き家等の家庭系ごみを業者に頼むと廃掃法違反になるので、当家の方が同乗し、持ち込まれるという実態があります。他市の例では引越しや遺品整理に限り認めるという例がある。

会 長 限定して許可を出すということですね。

委 員 家庭ごみについては人口について将来予測をたてられている。事業系ごみについて15年後の事業所の数がどうなるか推計はたてられていますか。事業系については単純に5%の削減でよいのかは疑問に思います。

リサイクル率の目標値が下がっている件について彦根市は、我々もリサイクル実績の提示を求められてその上でリサイクル率について考えられているようです。そういったものを含めれば地域としてのリサイクル率として考えることができるのでないか。我々も資料提供で協力できることはしたいと考えております。

素案の67ページの事業系ごみの排出抑制に「過剰包装の自粛」とあるが過剰包装の自粛で減るのは事業系の廃棄物ではなく家庭の廃棄物であると思われる。この点については位置づけを考えていただきたい。

事務局 事業所数の推計についてはしておりません。可能な範囲で委託業者に推計をしていただきます。

リサイクル率の考え方については、センター以外で実施しているリサイクルを含んでおり、そのリサイクル分を差し引いて23%でしたのでその数字を目標とさせていただきます。

過剰包装の件については位置づけが市民関係ですので移させていただきます。

会 長 事業所の数については、将来の産業活動の動向等もあるので推計が非常に難しい。

特にセンター管内とかだと非常に難しい。確かに理屈的には将来の事業所の数等も加えた方が納得のいく予測になる。目標値の中にあらかじめ民間のリサイクル等を含めて目標値を改めるという考え方はよいですが市民に対して理解していくために、内訳を示していくことも必要ではないか。

補足説明 事業所の数について過去の数については整理しますが、将来については景気の動向もございますので難しい。

委 員 各自治会の資源ごみ量の調査を現在も行っているのか。
われわれの自治会では、毎月、ごみの排出者に対し説明会を行っているが他の自治会ではどうか。

委 員 ごみ量の調査について、市の方で実施しているかはわかりませんがセンターでは実施しておりません。
申し訳ないがごみの排出啓発については長浜市・米原市の役割になっている。

委 員 素案の66ページに小型家電リサイクルの一覧があがっているのですが、従

来のこほくる～るにはあがっていないので小型家電リサイクルについて実施をする場合はチラシ等配付されるのか。

事務局 小型家電リサイクル法は平成25年4月から施行されています。センターではまだ実施していませんが計画で挙げさせていただいておりますように平成27年度から実施をしたいと考えておりますのでその時はそのような品目は集めさせていただきますというお知らせは実施したい。

委員 可能であれば今後、基本計画の資料については事前にいただきたい。量が多い資料をその場で理解するのは難しい。

会長 できればそのような形にしていきたい。

委員 前回の審議会で小型家電のボックス回収を10月から実施するとあったがもう、実施しているのか、事前に配付した資料について実施してないのであればまだ、してないと説明して下さい。

事務局 ボックスについてはまだ実施してません。ピックアップの実証実験は行っております。今年度中にはボックス回収を実施する予定です。報告が遅れたことについて申し訳ございません。次回の審議会では小型家電の計画について報告させていただきます。

(2) 次回開催予定

事務局 11月6日14時からです。通知させていただきます。

(閉 会) 15 : 20

【資料】

- ・資料1 湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画の改訂について
- ・湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画 (素案)
- ・1人あたりの資源ごみ年間排出量について